観光振興条例の目的・観光振興の基本理念について

資料①

観光振興条例とは

基本理念を定め、市の責任等を明らかにするとともに、
観光振興に必要な基本的な事項等を定める条例

条例の目的

観光振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、
松山市の観光産業の持続的な発展及び市民生活の質の向上に寄与すること

観光振興の基本理念

①市や観光事業者等が相互に連携し、観光客にも市民にも魅力的な観光地づくりを目指す。

②瀬戸内の観光拠点として、広域周遊を促進する。

③地域に存在する多様な観光資源の特性を理解し、主体的な取組が推進されるよう、施策を講じる。

④観光資源の保全及び活用を通じて、歴史的・文化的価値や魅力を再認識し、誇りと愛着を持つことができるよう推進する。

⑤観光産業が経済の発展に重要な役割を担う産業であることを認識し、施策を講じる。

⑥全ての人々が安心して快適に観光することができるとともに、市民が様々な利益を享受し、より豊かな生活が実現できるよう配慮する。

⑦観光が国境を越えた人的交流による多文化理解などで重要な役割を果たすことを認識し、国際相互理解の増進につながるよう努める。

観光振興で目指す方向性等を共有し、事業者や関係団体、市民など、多様な主体と連携・協働